

## 後期高齢者医療保険料 均等割額軽減に係る基準額が変わります

所得の低い方については、世帯の所得に応じて被保険者均等割額が軽減される制度があります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯の所得要件が変更になります。また、基礎賦課分および子ども・子育て支援納付金分それぞれの被保険者均等割額で軽減が適用されます。

### ◆均等割額の軽減措置

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行(令和7年度)	改正後(令和8年度以降)
7割	43万円+10万円 ×(給与・年金所得者の数-1)以下	改正なし(左記と同じ)
5割	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1) +(30.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1) +(31万円×被保険者数)以下
2割	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1) +(56万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1) +(57万円×被保険者数)以下

※令和8・9年度の基礎賦課分に係る7割軽減対象者に対しては、更に0.2割の軽減を行います。

## 資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

現在有効の後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方の有効期限は、令和8年7月31日までとなっています。8月1日以降使用していただくものとして7月中に資格確認書または、資格情報のお知らせを送付します。送付するものや、8月1日以降の医療機関などへの受診については、以下のとおりとなります。

### ◆85歳以上の方全員

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を送付します。届いた資格確認書または、マイナ保険証で受診をお願いします。

### ◆84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方(※1)

(マイナ保険証をお持ちでない方も含みます)

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を送付します。届いた資格確認書または、マイナ保険証で受診をお願いします。

### ◆84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※2)

マイナ保険証が利用できない医療機関などの窓口で、マイナ保険証と一緒に提示していただけるように、資格情報のお知らせを送付します(資格情報のお知らせだけでは受診することはできません)。

マイナ保険証で受診をお願いします。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、役場で手続きを行うことで資格確認書を交付することができます。

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、以下の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方

②おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用されている方

(マイナ保険証の利用状況は、資格確認書・資格情報のお知らせを作成する時点の情報となります)

上記の年齢は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

○お問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合

本庁 住民課 国保係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎088-821-4526

☎43-2800

☎55-3112